

定款・諸規則

令和元年7月

公益社団法人東京都歯科医師会

目 次

①	公益社団法人 東京都歯科医師会定款	1
②	公益社団法人 東京都歯科医師会定款施行規則	11
③	公益社団法人 東京都歯科医師会委員会等規則	16
④	公益社団法人 東京都歯科医師会選挙規則	20
⑤	公益社団法人 東京都歯科医師会代議員会議事規則	26
⑥	公益社団法人 東京都歯科医師会予算決算特別委員会規則	30
⑦	公益社団法人 東京都歯科医師会予算決算特別委員会運営規則	32
⑧	公益社団法人 東京都歯科医師会議事運営特別委員会規則	33
⑨	公益社団法人 東京都歯科医師会財産管理および会計規則	35
⑩	公益社団法人 東京都歯科医師会特定資産取扱規程	41
⑪	公益社団法人 東京都歯科医師会資金管理運用細則	44
⑫	公益社団法人 東京都歯科医師会資金管理運用取扱基準	47
⑬	公益社団法人 東京都歯科医師会監査規則	49
⑭	公益社団法人 東京都歯科医師会福祉総合保険普通保険約款	51
⑮	公益社団法人 東京都歯科医師会福祉総合保険規則	60
⑯	公益社団法人 東京都歯科医師会福祉総合保険運営施行細則	64
⑰	公益社団法人 東京都歯科医師会医事処理規則	67
⑱	公益社団法人 東京都歯科医師会医事処理運営規則	70
⑲	公益社団法人 東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校規則	72
⑳	公益社団法人 東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校運営委員会規則	73
㉑	東京都立心身障害者口腔保健センター運営規則	74
㉒	歯科医師会館及びその敷地の管理規程	76
㉓	公益社団法人 東京都歯科医師会第3種会員支部規則	80
㉔	公益社団法人 東京都歯科医師会準会員規則	83
㉕	公益社団法人 東京都歯科医師会殊遇規則	84
㉖	公益社団法人 東京都歯科医師会役員報酬等及び費用に関する規則	85
㉗	公益社団法人 東京都歯科医師会移籍会員の受入体制整備に伴う規則	87
㉘	公益社団法人 東京都歯科医師会災害・警察歯科総合対策検討委員会規程	88
㉙	「東京都歯科医師会の日」の制定	90
㉚	公益社団法人 東京都歯科医師会表彰基準	91
㉛	公益社団法人 東京都歯科医師会表彰者推薦基準	93
㉜	公益社団法人 東京都歯科医師会保健文化賞表彰基準	94
㉝	公益社団法人 東京都歯科医師会事務局規則	95
㉞	公益社団法人 東京都歯科医師会事務局細則	97
㉟	公益社団法人 東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校事務規則	100
㊱	東京都立心身障害者口腔保健センター事務規則	102
㊲	公益社団法人 東京都歯科医師会旅費規程	105
㊳	公益社団法人 東京都歯科医師会謝金規程	108
㊴	届出書様式	111

公益社団法人 東京都歯科医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(組 織)

第3条 本会は、東京都を区域とし、本会で承認した歯科医師会および支部（以下「地区歯科医師会」という。）の会員ならびに準会員をもって組織する。

2 本会に、支部を置くことができる。

3 第1項の承認基準および前項の支部ならびに準会員に関する規則は、別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、日本歯科医師会及び地区歯科医師会との連携のもと、歯科医学・歯科医療に携わる東京都の歯科医師を代表する公益団体として、医道の高揚、歯科医療の確立、歯科医学・医術の進歩発達、公衆衛生および予防医学の普及を図り、もって都民の福祉の向上と健康の増進及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関する事項
- (2) 社会福祉増進に関する事項
- (3) 公衆衛生の普及ならびに予防医学の研究および普及に関する事項
- (4) 歯科医学および医術の進歩発達に関する事項
- (5) 災害等緊急時における都民、国民の口腔保健の確保に関する事項
- (6) 歯科医師の業権に関する事項
- (7) 医療制度の研究および歯科医業の合理化に関する事項
- (8) 歯科医師の研修に関する事項
- (9) 会員の健康増進を図り、地域における安定した歯科医療を提供する事項
- (10) 都民および会員への広報活動に関する事項
- (11) 歯科医療及び介護従事者の育成に関する事項
- (12) 障害者歯科医療に関する事項
- (13) 特定保険業に関する事項
- (14) 職業紹介に関する事項
- (15) その他本会の目的を達成するに必要な事項

2 前項各号の事項を実施するに必要な規則は、別に定める。

- 3 本会は、必要に応じ関係団体と提携して事業または事務を行うことができる。
- 4 第1項各号の事業は、東京都内において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、第1種会員、第2種会員および第3種会員である正会員、ならびに準会員をもって構成する。

- 2 前項の会員の資格は1人いずれか1個とし、重複して取得することはできない。
- 3 第1項の会員の種別に関する規則は、定款施行規則および準会員規則で定める。
- 4 第1項の会員のうち、榮譽の敬称である終身会員、名誉会員に関する規則は、別に定める。

(会員の資格の取得)

第7条 会員は、東京都内に就業所または住所を有する歯科医師でなければならない。

- 2 前条の会員になろうとする者は、日本で歯科医師の免許を受けた者、かつ、本会の目的および事業に賛同したもので、別に定める入会申込書に別に定める入会金を添えて、新たに所属した地区歯科医師会を経て、また、準会員にあつては直接、本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の手続きは、定款施行規則で定める。

(会員の権利)

第8条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定された次に掲げる社員の権利を、第4章に規定する代議員と同様に本会に対して行うことができる。

- 一 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- 二 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- 三 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- 四 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- 五 法人法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）
- 六 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- 七 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- 八 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

- 2 会員は、本会の行事、学会及び講習会等に出席し、協力し、又は意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

(会員の義務)

第9条 会員は、代議員会の決定事項に服する義務を負う。

- 2 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金等を本会へ支払う義務を負う。
- 3 入会金、会費及び負担金等の額は、代議員会において決め、定款施行規則に規定する。ただし、他道府県歯科医師会に入会していた者が本会へ入会を希望した場合の入会金については、「公益社団法人東京都歯科医師会移籍会員の受入体制整備に伴う規則」による。

(任意退会)

第10条 会員が、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を地区歯科医師会を経て本会へ提出しなければならない。

- 2 退会した会員は、支払った入会金、会費及び負担金等の返還を受けることはできない。

(身分喪失)

第11条 地区歯科医師会又は日本歯科医師会の会員たる身分を失った正会員は、当該歯科医師会から本会に通知のあったときから本会の会員たる身分を失うものとする。

(会費等の未納に伴う退会)

第12条 本会は、会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金等を支払わないときは、催告し、なお支払わないときは、理事会の決議をもって退会させることができる。

2 前項により退会となった者が、6箇月以内にその未払金を支払ったときは、理事会の承認を得て、会員の資格を復すものとする。

3 本条の退会については、第13条第3項の規定を準用する。

(戒告・除名)

第13条 会員であって、次の各号の一に該当する者は、戒告、会員の権利（法人法上の権利を除く。）の一部停止又は除名することができる。

(1) 本会の名誉を毀損した者

(2) 会員たる義務を怠った者

2 前項に規定する戒告、会員の権利の一部停止又は除名は、裁定審議会の決議、理事会の決議を経て、代議員会の決議を経るものとする。

ただし、代議員である会員の代議員たる資格の喪失については、第15条第1項による。

3 会長は前項により除名したときは、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、日本歯科医師会ならびに地区歯科医師会及び本人に通知する。ただし、準会員は直接本人に通知する。

4 本会から除名された者は、5年を経過した後、裁定審議会の決議を経た上で、理事会の決議を経て再入会することができる。

第4章 代議員および補欠代議員

(代議員の選出)

第14条 本会は、正会員の中から選出された代議員をもって法人法上の社員とする。

2 前条の規定により、選挙すべき代議員の数は、地区歯科医師会割として1名および選挙の年の1月1日現在におけるその正会員70名毎に1名とし、端数が生じたときはその数が36名以上のときは1名を加えるものとする。ただし、70名未満の地区歯科医師会にあっては端数の取扱は認めない。

3 前項の代議員の数は、地区歯科医師会において合併または分離があっても、新たな選挙が行われるまではこれを増減しない。

4 代議員は、正会員の中から、地区歯科医師会における選挙で選ばれることを要する。正会員は、代議員の選挙に立候補することができる。

5 代議員選挙を行うために必要な規則は、別に定める。

6 第4項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

7 第4項の代議員選挙は、2年に一度実施することとし、代議員の任期は、選任後最初の7月1日から2年間とする。ただし、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結

するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。なお、当該代議員は、第2項の代議員の数に含まないものとする。

- 8 代議員が欠けたとき又は事故があるときに備えて、補欠代議員を置く。
- 9 補欠代議員は、代議員が欠けたときに代議員となる。
- 10 補欠代議員は、代議員に事故があったときに、その職務を代理する。
- 11 後任として選任又は選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 12 補欠代議員の数、選出方法及び資格の喪失は、代議員の規定を準用する。

（代議員の資格の喪失）

第15条 代議員会は、第13条第1項に掲げる事項に該当する場合、代議員たる義務を怠った場合、その他正当な理由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数の決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

なお、本項により代議員の資格を喪失した場合でも、当然には会員の資格は喪失せず、会員の資格については、第13条の規定に従う。

- 2 前項の他、代議員は、次の掲げる事由によって代議員の資格を失う。
 - 一 第11条により会員の資格を失ったとき
 - 二 地区歯科医師会の所属を変更したとき
 - 三 辞任したとき
 - 四 死亡又は退会したとき

第5章 代議員会

（構成）

第16条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の代議員会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第17条 代議員会は、次の事項について決議する。

- 一 代議員の資格の喪失
- 二 会員の除名
- 三 役員（「理事及び監事」を言う。以下同じ）の選任又は解任
- 四 会長及び副会長の選定又は解職
- 五 地区歯科医師会の承認
- 六 役員の報酬等の額
- 七 事業計画及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- 八 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 九 定款の変更
- 十 解散及び残余財産の処分
- 十一 入会金の額並びに会費及び負担金等の額若しくは負担率
- 十二 裁定審議会委員・選挙管理委員会委員の選出

十三 日本歯科医師会代議員及び同予備代議員の選出

十四 その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及び理事会が付議した事項
(開催)

第18条 代議員会は、定時代議員会として毎事業年度終了後、3箇月以内に開催する他、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

(招集)

第19条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 代議員会の招集は、開催前15日までに会議の目的たる事項、日時、場所を代議員に文書をもって通知しなければならない。ただし、書面による議決権の行使を認める場合を除き、緊急の場合は、期間を開催前1週間までに短縮することができる。

3 議決権を有する代議員の5分の1以上の代議員から会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

(議長・副議長)

第20条 代議員会の議長及び副議長は、代議員選挙後最初に開催される代議員会で、出席代議員によって各1名を互選する。任期中にいずれかが欠けた場合には、代議員会で選出する。

(議決権)

第21条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

2 代議員は、補欠代議員を代理人として議決権を代理行使させることができるものとする。ただし、この場合は、代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。また、代理人となった補欠代議員は、1名につき1個までしか、代理を受任することはできないものとする。

(決議)

第22条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 代議員の資格の喪失
- 二 会員の除名
- 三 監事の解任
- 四 定款の変更
- 五 解散
- 六 その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長、副議長及び当日議長の指名した出席代議員2名がこれに署名押印し、これを本会に保管する。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長とする。
- 3 会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 役員及び代議員は、互に他を兼ねることができない。

(役員を選任及び解任)

第25条 役員は、選挙規則に定めるところにより、代議員会の決議によって選任及び解任する。

- 2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職（会長、副会長、理事）毎に分けて行う。
- 3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 役員は、会員の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理し、業務を執行する。
- 3 副会長は3名以内とし、会長を補佐し、予め理事会で決めた順位により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員が任期途中で退任し、又は解任された時は、原則として補欠の選任を行うものとする。補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 3 増員として選任された役員任期は、他の役員任期の終了する時までとする。

(任期满了等における前任者の職務)

第29条 役員は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員等の報酬)

第30条 役員に対して、その職務の対価として、代議員会において別に定める報酬等の支給の規則に従って算定した額を代議員会の決議を経て支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、別に定める。

(責任の免除)

第31条 役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該役員が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務分担の決定
- 三 理事の職務の執行の監督

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会できめた順位に従い、副会長もしくは理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会計及び財産

(基本財産)

第37条 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして、代議員会が定めることができる。

2 前項の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び代議員会の承認を要する。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の第一号から第六号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。理事会の承認を受けた第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時代議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号、第四号及び第六号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 役員の名簿
- 三 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第四号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理)

第43条 この定款に定めるほか、財産管理および会計に関する規則は、代議員会の議を経て、別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継す

る法人が公益法人であるときを除く。)には、代議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（保有株式等に係る議決権行使の制限）

第48条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

（委 任）

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款施行時において既に選出されている予備代議員、および施行後において新たに地区歯科医師会の規定により選出された予備代議員は、当分の間、定款第14条第9項に定める補欠代議員と読み替える。
- 3 本会の最初の会長は高橋哲夫、副会長は山崎一男、井上恵司、腰原偉旦とする。
- 4 本会の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、その任期は、平成27年6月の定時代議員会の終結の時までとする。
高橋哲夫、山崎一男、井上恵司、腰原偉旦、勝俣正之、榎谷憲敬、小枝義典、贅川勝吉、高野直久、宇佐美伸治、小野沢真一、稲葉孝夫、豊田真基、中島孝至、岡田信夫、大橋正昭、前野雅一
- 5 本会の移行の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする。
野元義文、森山憲一、國光隆史
- 6 この定款の施行後最初の代議員及び補欠代議員は、第14条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員及び予備代議員として選出された者とし、その任期は、平成27年6月末日までとする。
- 7 この定款施行後の最初の代議員会の議長及び副議長は、第14条と同じ方法で予め行う代議員選挙によって選出された代議員が、予め行う代議員会において選出した者とし、その任期は、それぞれ平成27年6月末日までとする。

8 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(登記の日は、平成26年4月1日)

9 この定款は、平成27年4月1日から施行する。

10 この定款は、平成30年4月1日から施行する。